

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

別表第1第1類の款行財政局総務部の項を削り、同款文化市民局文化芸術都市推進室の項中「動物園」を「動物園，歴史資料館」に改め、同款保健福祉局障害保健福祉推進室の項中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改める。

別表第1第2類の款保健福祉局保健衛生推進室の項「家庭動物相談所」を「動物愛護センター」に改める。

別表第2事業所の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室市民税第一課長を含む。）及び歴史資料館次長の項中「市税事務所市民税室市民税第一課長」を「市税事務所市民税室市民税第一課長及び法人税務課長，固定資産税室固定資産税第一課長並びに納税室納税推進課長」に改め、「含む。）」の右に「，市税事務所支所センター長」を加える。

別表第2課長（衛生環境研究所の課長を除く。），室の庶務を担当する課長，動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項中「担当する課長」の右に「（市税事務所市民税室法人税務課長を含む。），市税事務所支所センター長」を加える。

別表第2歴史資料館長の項及び歴史資料館次長の項を次のように改める。

市税事務所固定資産税室長	(1) 固定資産評価審査委員会に対する審査の申出に係る弁明書等の提出（償却資産に係るものを除く。）に関する事。
市税事務所納税室長	(1) 市税（府民税を含む。）に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税（都道府県民税を含む。）に係る徴収金の徴収に関する事。ただし，差押財産の換価に関するものに限る。 (2) 市税滞納金の徴収の嘱託に関する事。

別表第2市税事務所市民税室市民税第一課長，市民税第二課長，市民税第三課長及び市民税第四課長の項の次に次の4項を加える。

市税事務所市民税室法人税務課長	(1) 市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものを除く。）、入湯税及び事業所税に係る徴収金の賦課に関すること。
市税事務所固定資産税室固定資産税第一課長，固定資産税第二課長，固定資産税第三課長及び固定資産税第四課長	(1) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関すること。
市税事務所納税室納税推進課長	(1) 市税（府民税を含む。）に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税（都道府県民税を含む。）に係る徴収金の徴収に関すること。ただし，差押財産の換価に関するものを除く。 (2) 市税に係る徴収金の過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関すること。 (3) 軽自動車税及び市たばこ税に係る徴収金の賦課に関すること。 (4) 鑑札の交付に関すること。
市税事務所支所センター長	(1) 市税（府民税を含む。）に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税（都道府県民税を含む。）に係る徴収金の徴収に関すること。ただし，差押財産の換価に関するものを除く。

別表第2 動物園長の項の次に次の2項を加える

(1) 1件2,000,000円以下の歴史資料の購入の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
--

歴史資料館長	<p>(2) 見積価格2,000,000円以下の負担を伴わない歴史資料の寄付受納に関する事。</p> <p>(3) 歴史資料の寄託及び貸借の決定及び契約に関する事。ただし、会計管理者に合議することを必要とするものを除く。</p> <p>(4) 歴史資料の展示及び供覧に関する事。</p> <p>(5) 「京都の歴史」の頒布に関する事。</p> <p>(6) 寄付受納物品のうち歴史資料の評価に関する事。</p>
歴史資料館次長	<p>(1) 京都市歴史資料館条例第4条による利用の制限に関する事。</p>

別表第2中央卸売市場第一市場業務課長の項第1号中「第10号」を「第11号」に改め、同項中第17号を第18号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 条例による調理実習室の使用許可、使用の制限及び許可の取消しに関する事。

別表第2身体障害者リハビリテーションセンター所長の項中「身体障害者リハビリテーションセンター所長」を「地域リハビリテーション推進センター所長」に改める。

別表第2身体障害者リハビリテーションセンター相談課長の項中「身体障害者リハビリテーションセンター相談課長」を「地域リハビリテーション推進センター企画課長」に改める。

別表第4次長の項第12号中「母子健康法」の右に「、予防接種法」を加える。

別表第5家庭動物相談所長の項に次の1号を加える。

(12) 所管施設の使用に関する事。

別表第5家庭動物相談所長の項中「家庭動物相談所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

別表第5土木事務所長の項第6号中「基本契約」を「緊急工事に関する特約事項を付した契約」に改める。

別表第5福祉事務所保護課担当課長（保健福祉局保健福祉部適正給付推進課及び同局生活福祉部地域福祉課の課長及び担当課長をもって充てる担当課長を除く。）の項中「保健福祉局保健福祉部適正給付推進課」を「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課」に、「同局生活福祉部地域福祉課」を「生活福祉部地域福祉課」に、「中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第6 保育所長の項第6号中「延長保育，一時保育及び休日保育」を「時間外保育及び一時預かり保育」に改める。

附 則

この訓令は，平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)